

山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県内観光立寄施設の観光振興に資するポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組及び新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を支援するため、「山形県助成金等の適正化に関する規則」(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で観光立寄施設に対し助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 この助成金の交付を受けることのできる観光立寄施設(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山形県内において、別表1の助成対象施設分類表に該当する観光立寄施設(自治体が運営する施設は除く)の営業を行っている者。
- (2) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設に該当しない者。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する施設(これに類するものを含む。)に該当しない者。
- (4) 助成金の受給後も事業を継続する者。
- (5) 次のいずれにも該当しない者。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

ウ 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(助成対象事業)

第3条 この助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までに実施する次の各号の事業とする。ただし、飲食を提供する箇所で行う事業は対象外とする。

- (1) ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組
- (2) 感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の購入(リース)

(助成対象経費)

第4条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に規定する助成対象事業を実施するために必要な経費であって、別表2に掲げるものとする。

- 2 山形県及び山形県内の市町村の助成事業（間接助成を含む。）で助成を受けている経費についても、前条の要件を満たしているものであれば、助成対象者負担分（既に山形県及び山形県内の市町村から助成を受けた分を除く。）を対象とする（交付金を除く国庫助成金を充当している助成事業及び要綱で他助成事業と併用不可となっている助成事業を除く。）。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、第4条に規定する助成対象経費の3分の2の額とし、上限額を66万円とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金運営事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- (1) 助成事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 申請要件等確認書（別記様式第3号）
- (3) 口座振替申出書（別記様式第4号）
- (4) その他事務局が必要と認める書類

- 2 助成対象者は、前項の助成金の交付の申請にあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 第1項の交付申請書は、令和4年1月31日までに提出しなければならない。

4 複数の助成対象施設を所有する助成対象者は、助成対象施設ごとに申請することができる。

(交付決定の通知)

第7条 事務局は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、内容を審査し助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付決定の場合は、当該事業の申請者（以下「助成事業者」という。）に別記様式第5号により通知するものとする。

- 2 前項の交付決定にあたり、事務局は、助成金の交付申請の内容を修正して、又は必要な条件を付して助成事業者に通知することができる。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、事業費の20パーセントを超えない減とす

る。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記様式第6号）及び助成事業変更計画書（別記様式第7号）を事務局に提出しなければならない。
- 3 事務局は、前項の規定により変更承認申請があったときは、内容を審査し変更の承認又は不承認の決定を行い、承認の場合は、変更交付決定を助成事業者別に別記様式第8号により、通知するものとする。
- 4 規則第7条第1項第1号の規定により助成事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第9号）を提出し、事務局の承認を受けなければならない。

（助成事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第9条 助成事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を事務局に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 助成金実績報告書（別記様式第10号）の提出期限は、助成事業完了後30日を経過する日（交付申請時において既に事業が完了している場合は、交付決定後30日を経過する日）又は令和4年2月28日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書添付書類確認票（別記様式第11号）
 - (2) 誓約書（別記様式第12号）
 - (3) 事業実績書（別記様式第13号）
 - (4) 収支決算書（別記様式第14号）
 - (5) その他事務局が必要と認める書類
- 2 助成事業者は、実績報告書の提出にあたり、第6条第2項ただし書の、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第11条 助成事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した助成事業者については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別記様式第15号）により速やかに事務局に報告しなければならない。

- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（助成金額の確定）

第12条 事務局は、前条の規定により助成金実績報告書の提出があった場合において、当該助成金実績報告書の審査及び必要に応じて現地確認を行い、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の額を確定し、別記様式第16号により通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 事務局は、前条の規定による額の確定を行った場合は、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 事務局は、助成金の交付決定を受けた助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

2 事務局は、前項により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金を助成事業者に交付しているときは、助成金の全額を返還させることができる。

(財産の管理)

第15条 助成事業者は、助成事業によって取得し、または効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 助成事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第17号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(助成金の経理等)

第17条 助成事業者は、助成対象事業に係る関係書類及び帳簿書類を、当該助成対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和8年度まで）保存しなければならない。

- 2 知事は、必要と認める場合は、前項に掲げる書類の提出を助成事業者へ求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

別表1 助成対象施設分類表

大分類	中分類	小分類	備考	
観光 地点	歴史・文化	史跡	古墳、貝塚、城跡、古戦場等。	
		神社・仏閣	観光利用の対象として扱っているもの。	
		庭園	一般の方が入場可能な庭園。	
		博物館	博物館等の定めのないものも含む。	
		美術館	ギャラリー、絵画館を含む。	
		記念・資料館		
		動・植物園	サファリパーク、鳥類園を含む。	
		水族館		
		産業観光	産業観光（歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。） 例：ワイナリー、ビール園、酒造見学等。	
		歴史的建造物	歴史的建造物、デザインの優れた建造物（橋や駅、ビル、タワー、ダム等）。歴史的文化的価値のある建造物そのものが観光利用の対象となっているもの。	
	その他歴史			
	温泉・健康	温泉地	温泉法に基づくもの。日帰り温泉など。	
	スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーション施設		ゴルフ場、テニス場、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設等。自然歩道、自然研究路を含む。 日常利用の多寡に注意する。（例：ゴルフ練習場は含まない。レジャー的要素がなく日常利用が大半を占める運動用プール等は含まない。河川敷のサイクリングコース等で日常利用者が大半を占めるものは含まない。） スポーツ観戦（野球、サッカー、メジャーゴルフトーナメント大会等）は含まない。
			スキー場	
			キャンプ場	
			マリーナ・ヨットハーバー	
			公園	イベントの開催やピクニック等の目的となる公園を対象とし、施設のない公園や総合運動公園で日常利用者が大半を占めるものは含まない。

観光 地点	スポーツ・レクリ エーション	レジャーランド・遊 園地	<p>【日本標準産業分類における定義】 各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。</p> <p>【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】 樹木、池等自然の環境を有し、かつ、有料の各種遊戯施設を配置し、客に娯楽を提供する業務を営む事業所（客が直接に硬貨・メダル・カード等を投入するものを除き、3種類以上の遊戯施設を有するもの）をいう。</p>
		テーマパーク	<p>【日本標準産業分類における定義】 文化、歴史、科学等に関する特定のテーマに基づき施設全体の環境づくりを行い、各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。</p> <p>【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】 入場料をとり、特定のテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連するアトラクションを有し、パレードやイベント等のソフトを組み込んで、空間全体を演出して娯楽を提供する事業所をいう。</p>
		その他スポーツ・レ クリエーション	
	都市型観光 —買物・食等—	地区・商店街	朝市・市場等で日常利用が大半を占めるものは含めない。
		その他都市型観光 —買物・食等—	農水産品等の直売所、物産館等はここに含める。
	その他	他に分類されない観 光地点	道の駅、パーキングエリア、観光果樹園等はここに含める。ただし単なる休憩機能のみの施設は除く。

別表2（助成対象経費）

<p>（1）ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組に要する経費</p>
<ul style="list-style-type: none">○ワーケーションに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施○マイクロツーリズムに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施○ユニバーサルツーリズムに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施○非接触型システムの導入
<p>（2）感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の購入（リース）に要する経費</p>
<ul style="list-style-type: none">○サーモグラフィ、体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーター、空気清浄機、パーティション、遮蔽用アクリル板、CO₂濃度測定器等の機器類の購入費・リース料○専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費○その他、上記（2）に該当すると知事が認めるもの。